

大田市内小・中学校保護者の皆さま

大田市教育委員会

教育長 武田 祐子

新型コロナウイルス感染拡大防止に関連しての小・中学校の対応について

初夏の候 保護者の皆さまには平素より各校の教育活動に対しましてご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。この度、新型コロナウイルスに関する対応について大田市の方針をまとめました。確認をしていただき、引き続き感染拡大予防についてご協力いただきますようお願いいたします。

記

児童生徒の対応について

【児童生徒にかぜ症状が見られる場合】

- ・ 欠席の場合は出席停止扱いとします。家庭での静養をお願いします。

【児童生徒がワクチン接種をする場合】

- ・ 欠席の場合は出席停止扱いとします。

【児童生徒がワクチン接種をした場合に副反応が見られた時】

- ・ 欠席の場合は出席停止扱いとします。家庭での静養をお願いします。

【同居の家族等が濃厚接触者として、PCR 検査等を受けた・受ける場合】

- ・ 学校に連絡願います。受検された方の検査結果が判明するまでは家庭で様子を見ていただきますようお願いいたします。その際は、出席停止扱いとします。

【児童生徒が、PCR 検査等を受けた・受ける場合】

- ・ 学校に連絡願います。検査による欠席の場合は出席停止扱いとします。濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最終接触した日から2週間は出席停止となります。

学校の対応について

【校内の児童生徒や教職員が濃厚接触者に特定された場合】

- ・ 原則として臨時休業は行いません。保健所や関係機関の指導により必要に応じて消毒を行います。市内、県内の感染拡大状況によっては、保健所や関係機関との相談の上臨時休業の判断をします。夏季休業中の部活動等の実施については、状況に応じて判断をします。

【児童生徒や教職員が感染者の場合】

- ・ 当該校は、感染が判明した最初の登校日から濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、原則「臨時休校」とします
- ・ 感染拡大状況をふまえ、保健所等と協議の上休業期間等を判断し、消毒等必要な措置を行います。

人権教育について

学校におきましては、人権を大切にす言動について、お子様の発達段階に応じて次のことについて指導しています。ご家庭におかれましても同様にご指導願います。

- ①感染症患者、濃厚接触者、治療にあたる医療従事者やそのご家族に対する偏見や不適切な言動は、人権侵害であり、決して許されるものではないこと。
- ②特に感染された方の個人情報を探り、間違っ情報やうわさ話を広げていくことは、すべての人が安心して暮らしていくためにも間違っ行為であること。
- ③ワクチン接種の有無を問いたださないこと
- ④ワクチン接種を強制したり、強うながしたりしてはいけないこと
- ⑤ワクチン接種を理由とした仲間はずれやいじめをしないこと

【対応のながれ】

